

とにより妊産婦の死亡率が圧倒的に減少したことが、ジェンダー不平等指数に明確に反映されたといえる。ジェンダー不平等指数の観点からみると、シンガポールは極めて高水準のジェンダー政策を実施してきたと評価できる。本稿で取り上げた女性憲章の制定目的である「女性の解放」を真に達成するために今後のシンガポール社会に求められている課題は、今までのような高学歴のエリート女性を優先的に「保護」し、活用するための政策に重点を置くことではなく、むしろ様々な立場に置かれている女性の事情を多角的に考慮しながら、家族法の改正を含む総合的なジェンダー政策を打ち出していくことにあるのではないだろうか。

Critical Study on the Singapore's Family Law Reforms towards the Improvement of the Status of Women

Aisa KIYOSUE*

The aim of this article is to critically examine the effects and significance of the Women's Charter, which is the Singapore's new family law enacted in 1961, being modeled after the British family law, in order to improve the status of women and to prohibit polygamous marriage, in comparison with the marriage systems recognized under the British colonial rule, in accordance with each ethnic custom or religion.

In the first part of this article, I discussed how the principles of the application of English law in the colonial Singapore had made marriages contracted under each ethnic custom or religion valid, showing the actual marriage forms conducted by Chinese and Indian immigrants and Malays.

In the later part of this article, I reviewed the process of the enactment of the Women's Charter and its purpose, the new marriage form provided in the article 8 and 22, and rights and duties of husband and wife provided in the article 46 and 48 from the gender perspectives.

In the conclusion, I analyzed whether or not the Singapore's family law reform in 1961 could bring the true women's liberation into Singapore society, indicating an agenda which is necessary for the current Singapore government to tackle with.

* Muroran Institute of Technology, Hokkaido, Associate Professor

キーワード：シンガポールにおける家族法改革、一夫多妻婚、女性憲章、女性解放、
イギリス法

Keywords : Singapore's Family Law Reform, Polygamous Marriage,
Women's Charter, Women's Liberation, British Law

亞細亞女性法學

第 15 號

2012年 11月

論題

シンガポールにおけるファミリー・バイオレンスに関する
法制度の改革と今後の課題 清末愛砂

亞細亞女性法學研究所

シンガポールにおけるファミリー・バイオレンス に関する法制度の改革と今後の課題

清末愛砂*

1. はじめに

アジアではマレーシアで1994年にドメスティック・バイオレンス法(Domestic Violence Act 1994)が制定されて以来、ドメスティック・バイオレンス(以下、「DV」という。)の被害者を救済することを目的とする独立した法律が各国・各地域で作られてきた¹⁾。日本では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が2001年に制定され、2004年と2007年の改正を経て現在にいたっている。本稿で着目するシンガポールにおいては、DVに関する独立した法律はまだ制定されていないものの、総合的な家族法である「女性憲章」(Women's Charter)が1980年に改正された際に、DV被害者保護のための条項が盛り込まれた。また、1996に行われた同憲章の改正の際には、第7編として「家族の保護」(第64条から第67条)が盛り込まれ、配偶者からの暴力のみならず、父や母、子、兄弟姉妹、配偶者の父や母等による暴力の被害者を救済するための法的整備がなされた。

本稿の目的は、アジアにおいては早い段階からDVを含むファミリー・バイオレンスの被害者の救済に取り組んできたシンガポールにおける法制度の改革や現行法の内容を紹介しながら、批判的検討を加えつつ、今

* 室蘭工業大学大学院工学研究科准教授

1) 香港では法律ではなく、1986年にドメスティック・バイオレンス条例(Domestic Violence Ordinance)が制定されている。また、中国では1992年に採択された「中華人民共和国婦女权益保障法」においてDVの禁止および国がDV防止のための措置をとることが規定されている。

後の改正に向けた課題を提示していくことがある。シンガポールの家族法やDVを含むファミリー・バイオレンスについての法政策に関する研究は主にはシンガポールの社会政策や家族法の研究者によってなされており、これまでにその成果が英語によって多数報告されてきた。しかしながら、同国の法制度を考察した日本語による研究は極めて限られており²⁾、法体系の違いはあるものの、比較法研究の対象として参考となる点を有している同国の制度は、日本ではほとんど注目を受けることなく現在にいたっている。その点を鑑みると、本稿でシンガポールの法制度を紹介することは大きな意義があるといえよう³⁾。

以下の第II章では、女性憲章の法的位置づけとその制定目的を示し、続く第III章では、1980年と1996年の女性憲章へのDVを含むファミリー・バイオレンス関連条項の導入の歴史を概説していく。第IV章では、1996年の改正にもとづくファミリー・バイオレンスの定義や刑事罰、救済対象となる家族の構成員の範囲、被害者が利用できる救済手段や保護命令違反者に対する処罰規定、および被害者に対するその他の支援体制について詳述することで、1980年の改正にもとづく政策との比較において改善された点や残されている問題を明らかにしていく。最終章である第V章では、今後のシンガポールにおけるファミリー・バイオレンスについての法政策に関する課題を提示する。

2) シンガポールの家族法やDVを含むファミリー・バイオレンスに関する法政策を紹介している日本語による主な論文や報告書としては、次のものが挙げられる。

拙稿「シンガポールにおける女性の地位向上のための家族法の改革に関する批判的考察」、『亞細亞女性法學』第14号(2011)、亞細亞女性法学研究所、183-204頁。内閣府男女共同参画局「第10章 シンガポール共和国」、『東アジアにおける配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査報告書』(2008)、75-86頁。太田達也「第2章 アジアにおける家庭内暴力被害者の法的保護～家庭内暴力関連法を中心として～」、財團法人警察大学校学友会・犯罪調査研究会『家庭内暴力への対処に関する諸外国及び国内の現状についての調査研究』(2000)、8-17頁。

3) 本研究は、平成23年度厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業【政策科学推進研究事業】)の助成を受けて実施した研究課題「日本・シンガポール・台湾のDV防止と被害母子支援に関する比較法研究」(課題番号:H23-政策-若手-012、研究代表者:清末愛砂、研究分担者:福嶋由里子)の成果の一部である。

Ⅱ. 包括的な家族法としての女性憲章とその制定目的

女性憲章は、イギリスの自治領であった1961年に制定されたシンガポールの主たる家族法のことである⁴⁾。同国は1963年にイギリスから独立し、マレーシア連邦内の一州となつたが、1965年に同連邦から脱退し独立国家となった。女性憲章はその制定以来、シンガポールの政治的地位の変遷を経て現在にいたるまで廃止されることなく、1967年、1980年、1996年になされた大幅な改正を含む複数回にわたる改正を経て維持してきた。

シンガポールには女性憲章のほかに、たとえば「未成年の後見に関する法」(Guardianship of Infants Act)や「子どもの養子縁組に関する法」(Adoption of Children Act)、「両親扶養法」(Maintenance Parents Act)、「ムスリム法施行法」(Administration of Muslim Law Act)等の家族に関する法もあるが、同憲章は婚姻制度とその関連事項を中心とする全186条および2つの別表からなる包括的な家族法として位置づけられている。具体的には第1編 前文、第2編 一夫一妻婚、第3編 婚姻の挙行、第4編 婚姻登録、第5編 婚姻の挙行と登録に関する罰則および雑則、第6編 夫と妻の権利と義務、第7編 家族の保護、第8編 妻と子どもに対する扶養、第9編 扶養命令の執行、第10編第1章 離婚、同第2章 法定別居、同第3章 婚姻の無効、同第4章 婚姻関係訴訟手続の結果として生じる財産分与、同第4A章 外国における婚姻関係訴訟手続の結果として生じる財産給付、同第5章 子どもの福祉、同第6章 一般規定、第11編 女性や女児に対する罪、第12編 雜則、第1別表(婚姻が禁止されている親族と姻戚関係者の範囲)、第2別表(未成年の婚姻に求められる同意)から構成されている。

女性憲章の制定目的は、立法参事会初の女性議員として選出されたチャン・チョイ・シオン(Chan Choy Siong)議員が1960年3月6日に開かれた同参事会の議論において、女性の人権の観点から次のように発言したように、「女性が法によって保護される権利を有することを可能と

4) 女性憲章は1961年2月22日に第18条例(ordinance 18 of 1961)として制定され、同年9月15日に施行された。制定当時はイギリス連邦内の自治領であったことから、立法参事会で制定される法律は条例(Ordinance)と呼ばれていた。独立以降に制定される法律はActと表現されるようになった。

し、かつ婚姻の遠大な安定を人々にもたらすこと」および「夫と妻がその婚姻生活において平等な地位を享受することを可能とするための一夫一妻婚を規定する」ことにあつた⁵⁾。すなわち、イギリス植民地時代に各民族の慣習や宗教にもとづいて認められていた一夫多妻制を禁止することで、女性の権利を保護し、同時に社会の安定を目指すことにその着眼が置かれていた⁶⁾。

女性憲章の正式名称は「一夫一妻婚とそのような婚姻の挙行と登録を規定し、離婚、既婚者の権利と義務、家族の保護、妻と子どもの扶養、女性や女児に対する犯罪の処罰に関する法を修正および整理し、またこれらに付随する問題を規定するための法」(Act to Provide for Monogamous Marriages and for the Solemnization and Registration of Such Marriages; to Amend and Consolidate the Law Relating to Divorce, the Rights and Duties of Married Persons, the Protection of Family, the Maintenance of Wives and Children and the Punishment of Offences Against Women and Girls; and to Provide for Matters Incidental thereto)⁷⁾であるが、ここでも最初に一夫一妻婚や婚姻の挙行と登録について言及されているのは、上記の立法目的を果たすためである。そのうえで、離婚や既婚者の権利や義務、妻と子どもの扶養等の関連する条項を規定する法であることが謳われている。「女性憲章」という名称はシンガポールで一般的に使われている通称ではなく、同第1条で規定されている正式な略称である。この略称にも、一夫多妻を禁止し、女性の人権の保護を図るとする立法目的が反映されているといえよう。なお、イスラーム法ないしはムスリムの婚姻登録に関するシンガポールとマレーシアの成文法にもとづいて婚姻している者に対しては、あるいはそのような法の下で挙行され、登録された婚姻に対しては、同憲章の第2編から第6編、第10編、および第181条と182条は適用されないことが同第3条2項によって規定されている。したがって、ムスリムによる一夫

5) Singapore Legislative Assembly Debates (6 April 1960). *Legislative Assembly Debates State of Singapore Official Report*, Vol.12, No.7, Singapore, Col.443.
なお、立法参事会のチャン・チョイ・シオン議員による発言は北京語でなされた。同議員の発言の和訳は、議事録に収録されている英訳をもとに著者が行ったものである。

6) 女性憲章の制定目的の詳細に関しては、前掲注2の拙稿を参考されたい。

7) 和訳は著者による。

多妻婚は、同憲章に基づく婚姻ではない限り、現在でも認められる。

III. 女性憲章とファミリー・バイオレンス関連条項

1. 1980年の改正—DV関連条項の導入

1980年に女性憲章の大幅な改正が行われた際に、1976年にイギリスで制定された「DVおよび婚姻手続法」(Domestic Violence and Matrimonial Proceedings Act 1976)をモデルとして、DVに関する条項(第68条から第70条)が追加された⁸⁾。

1980年1月18日に開かれた女性憲章の改正案に関する特別委員会の場において、アフマッド・マッター(Ahmad Mattar)社会問題大臣(臨時)が、「(法案のなかの第65A条から第65C条は、)妻と子どもの保護のための命令を発令する権利を裁判所に与えるものである。夫や父親のなかには、しばしば家族に対して暴力をふるう者もいる。したがって、このような修正は実際に家族を保護するための命令を発令する権利を裁判所に与えることになる」⁹⁾と述べたように、改正により盛り込まれた第68条は暴力の被害を受けている配偶者や子を保護するために、下級裁判所(Subordinate Courts)が加害者である配偶者に対して保護命令を発令することを認めるものであった。この場合の配偶者とは、被害者側であろうと、あるいは加害者側であろうと、性別にかかわりなく、法律婚をしている夫と妻の双方とされた。

本改正によって導入された被害者保護を目的とする諸命令は、「保護命令」(protection order)と「住居からの退去命令」(domestic exclusion order)、および「緊急命令」(expedited order)から構成されていた。保護命令は、DVの加害者が申立人ないしは子に対して暴力を行使してはな

8) 1979年5月に改正法案が国会に上程され、1980年6月に同法案の採択がなされた。
1981年6月1日から施行。

9) "Appendix IV", in *Report of the Select Committee on the Women's Charter (Amendment) Bill [Bill No. 23/79]*, 1980, Singapore, p.47. 和訳は著者による。

らないこと、あるいは暴力行使すると脅すことを禁止するほか、他の者が申立人や子に対して暴力行使したり、暴力行使すると脅かしたりするように、加害者がその者を教唆ないしは手助けすることを禁止する内容を含むものであった¹⁰⁾。しかしながら、下級裁判所によって同命令が認められるためには、申立人が実際に加害者によってそのような暴力や脅迫を受けたことを証明しなければならず¹¹⁾、申立人にとっては利用しにくい制度であった。また、この場合における暴力とは、身体に対する物理的な暴力の行為に限定されていたため、身体に対する暴力ではなく、心理的あるいは精神的な暴力を受けている配偶者は保護の対象とはならなかつた¹²⁾。

退去命令とは、加害者がそれまで配偶者や子と一緒に住んでいた住居から退去することを求めたり、被害者がその住居に入ることを禁止するものであり、また一方で被害者がそのような住居に入ったり、住み続けることを加害者が認める内容を含むものであった¹³⁾。住居の所有者が誰であるかかわりなく発令される同命令は、被害者の安全な住環境を確保するために重要な制度であった。しかしながら、同命令は加害者が暴力行使した、ないしは暴力行使すると脅したという状況、あるいは発令された保護命令に違反した状況が生じたうえで、さらには申立人や子が加害者によって肉体的な負傷を負わせられる危険があるとき以外には発令されなかつた¹⁴⁾。したがって、制度として存在していても、被害者が同命令を利用して住居や安全を確保するためには、申請時のハードルが高いために、実効力は期待できるものではなかつた。

「緊急命令」とは、極めて緊急に被害者を保護することが求められている場合において、申立人による宣誓のみにもとづいて発令されるものであり、28日間あるいは保護命令の申立て後に両当事者に対する裁判所での審問が始まるまでの期間にかぎって、保護命令と同様に加害者に対して暴力の行使等を慎むよう求めることができるものであった¹⁵⁾。

10) Leong Wai Kum(a), *Principles of Family Law in Singapore*, Butterworths Asia, Singapore, Malaysia and Hong Kong, 1997, p.405.

11) *Ibid.*

12) *Ibid.*, p.406.

13) *Ibid.*, p.405.

14) *Ibid.*

このように1980年の改正によってDV被害者を保護するための各種の命令が女性憲章の中に導入されたが、上述したように暴力の定義が極めて限定されたものとなっており、また法の適用対象者の範囲も狭いという問題があった。また、命令違反の加害者に対する処罰規定が明確ではないという問題もあった¹⁶⁾。のために、家族との日常生活においてさまざまな形態のDVを被ってきた被害者を幅広く、効果的に保護することができない状態が生じ、将来的にこれらの問題点を含めたところでのさらなる改正が望まれることになった。しかしながら、一方で同改正はシンガポールにおけるDV法政策に向けた第一歩となつたという点で評価すべきものでもあったともいえる。さらには、アジア各国や地域においてDV政策が進んでいなかった1980年という極めて早い段階で、DV被害者を保護するための条項が家族法のなかにいち早く盛り込まれたことを鑑みると、シンガポールにおける法改正はアジアにおける先駆け的な政策となつたことは否定できず、その点においても注目すべき出来事であった。

2. 1996年の改正—第7編「家族の保護」の導入ーにいたる過程

1994年にシンガポールがかつて加入していたマレーシアでドメスティック・バイオレンス法が制定されたことを受け¹⁷⁾、シンガポールでも独立したファミリー・バイオレンス法の制定を求める動きが始まつた。そのイニシアティブを率いたのは、内務省、コミュニティ開発省、保健省、およびシンガポール女性団体評議会(Singapore Council of Women's Organisations)から構成されたワーク・グループと無所属で選出されたカンワルジット・ソイン(Kanwaljit Soin)議員であった¹⁸⁾。し

15) *Ibid.*, pp.405-406.

16) *Ibid.*, p.407.

17) マレーシアのドメスティック・バイオレンス法の制定背景には、シンガポールよりもはるかに個人やNGOからなる幅広い草の根の連合によって、政府への働きかけがなされたことが指摘されている。Kumaralingam Amirthalingam, "A Feminist Critique of Domestic Violence Laws in Singapore and Malaysia", *Asia Research Institute Working Paper Series*, No.6, Asia Research Institute, National University of Singapore, 2003, p.17.

18) *Ibid.*, p.17.

かしながら、その動きが始まる以前から、シンガポールでジェンダー平等のための活動を続けてきた女性団体AWARE(Association of Women for Action and Research)¹⁹⁾は、1985年からフォーラムやワークショップを開催するなどのDVに関する大衆向けの教育キャンペーンを展開し、DVに関する法制度の改革に向けて活発な活動を行っていた²⁰⁾。

1995年9月に国会にカンワルジット・ソインによって「ファミリー・バイオレンス法案」(Family Violence Bill)が上程された。これまでのように女性憲章内のDV関連条項に基づいて被害者保護を行うのではなく、女性憲章とは別にDVを含むファミリー・バイオレンスに特化した法律の制定を目指すものであった。同法案はマレーシア法をシンガポールにより効果的に運用できるように、修正を加えたものであった²¹⁾。しかしながら、同法案は1995年11月に開かれた国会における第2回目の審議の場において廃案となった²²⁾。その後に1980年の改正と同様に女性憲章を改正することで、DVを含むファミリー・バイオレンスに関するあらたな法政策をとるための次なるステップが進められることになった。1996年1月に国会に上程された同憲章修正法案は、1996年8月に無事に採択され、1997年5月に施行された。

1996年の女性憲章の改正によって、1980年の改正時に盛り込まれた第68条から第70条が削除され、代わりに第7編「家族の保護」(第64条から第67条)が導入された。同編のなかには、廃案となったファミリー・バイオレンス法案の条項をモデルとして作られた規定も盛り込まれた²³⁾。同

19) AWARE は、シンガポールの女性が置かれている状況を変えていくためには、ジェンダー平等を求めるキャンペーンを進める女性のグループを結成することが必要であるとの認識を持った女性たちによって、1985年11月25日に正式に結成されたフェミニスト団体である。発足から現在にいたるまで、シンガポールにおけるジェンダー平等政策のためのアドボカシーを続けると同時に、女性のためのヘルplineや性暴力の被害者のためのホットライン等を開設するなどして、女性のための支援活動を行っている。カルワルジット・ソイン議員は1991年から1993年にかけて同団体の代表であった。同団体のウェブサイトには、活動の詳細が紹介されている。<http://www.aware.org.sg>(2012年9月30日アクセス)。

20) Kumaralingam Amirthalingam, *op.cit.*, p.17.

21) Leong Wai Kum(a), *op.cit.*, p.409.

22) *Singapore Parliamentary Debates, Official Report (2 November 1995)*, Vol.65 No.2, Singapore, col.209.

23) Chan Wing Cheong, "Latest Improvements to the Women's Charter: Women's Charter(Amendment)Act 1996", *Singapore Journal of Legal*

改正により、1980年の改正法の問題であった暴力の定義や保護される対象の範囲が大幅に修正され、被害者をより広く保護できることになった。

1996年の改正により、シンガポールでは配偶者やパートナーなど親密な関係にある者から受ける暴力であるDV²⁴⁾の被害者の保護のみを目的とする法政策ではなく、DVを含む家族内で起きる多様な形態のファミリー・バイオレンスに対応する政策がとられることになった。その点はDVや児童虐待に対して個別法を有している日本とは異なっている。ファミリー・バイオレンス法案は採択されなかったものの、女性の人権の保護と権利の向上を明確な立法目的として制定された女性憲章のなかに、女性の被害者が圧倒的に多いファミリー・バイオレンスに対応する章を作る形で抜本的な改革を行ったことは十分評価に値するといえよう。ファミリー・バイオレンス法案が成立しなかったその主な理由は、法案の目的や内容に対する強い反対があったというよりは、むしろア卜ドゥッラー・タルムギ(Abdullah Tarmugi)コミュニティ開発大臣(臨時)による発言²⁵⁾をはじめ、新たな法を作るよりも、現存の法律を修正する方法が審議に出席していた議員の多くに支持されたからであった²⁶⁾。シンガポールは1995年3月に家族に関する問題を専門的に取り扱う家庭裁判所を設置しており²⁷⁾、また同年10月には女性差別撤廃条約を批准している。同条約の批准は、ファミリー・バイオレンス法案が国会に上程された翌月になされており、これらは連動した動きとして考えられるものだろう。また、そのことはファミリー・バイオレンスに対する国家としての態度を明確に表したものとして高く評価できる²⁸⁾。

以下では、女性憲章に第7編として加えられた条項の内容、すなわち現

Studies, Faculty of Law, University of Singapore, Singapore, December 1996, p.559.

24) 山田秀雄編著『Q&A ドメスティック・バイオレンス法 児童虐待防止法解説(第2版)』(三省堂、2004)、14頁。

25) *Singapore Parliamentary Debates, Official Report (2 November 1995)*, *op.cit.*, col.184.

26) Leong Wai Kum(a), *op.cit.*, p.409.

27) 家庭裁判所はシンガポールの下級裁判所を構成する一つの裁判所として位置づけられている。1997年11月には家庭裁判所内に「家族の変革と保護部門」(Family Transformation and Protection Unit)が設置された。

28) Kumaralingam Amirthalingam, *op.cit.*, p.17.

行のファミリー・バイオレンスに対する法制度の詳細についてみていくことにする。

IV. 現行のファミリー・バイオレンスの定義と刑事罰、保護対象者の範囲、および救済手段

1. ファミリー・バイオレンスの定義と刑事罰

(1) ファミリー・バイオレンスの定義

ファミリー・バイオレンスの定義は、女性憲章第64条によって、以下の4つの行為であると定義されている²⁹⁾。

- ① 意図的ないしは承知のうえで、家族の構成員に対して傷害のおそれをいたしかせること、あるいはそうしようすること。
- ② 傷害を引き起こすことになると知りながら、あるいは当然知っていたであろうにもかかわらず、そのような行為によって家族の構成員に傷害を負わせること。
- ③ 家族の構成員の意思に反して、その者を不当に監禁あるいは拘束すること。
- ④ 家族の構成員に対して激しい苦痛をもたらすことを意図して、あるいはそうなるであろうことを知っているながら、その者に対して継続的な嫌がらせを行うこと。

以下では、その具体的な行為やについて刑事罰に観点からみていくことにする。

(2) 傷害、重大な傷害、および謀殺と故殺

女性憲章第64条により、傷害とは「肉体的な苦痛を与えたり、疾患を引き起こしたり、あるいは病弱な状態にさせること」と定義されてい

29) 本稿で紹介している女性憲章第64条に規定されている暴力や家族の構成員の定義、用語の定義、および刑法典の条文の和訳は著者による。

る。傷害以外の暴力に関する定義は同条のなかには示されていないため、家庭裁判所は実務において刑法典(以下、「刑法」という。)上の定義や解釈を適用すると考えられる³⁰⁾。ちなみに刑法第319条は「他の者に肉体的な苦痛を与えたり、疾患を引き起こしたり、あるいは病弱な状態にさせた者は傷害を負わせたとみなされる」と規定している。また、同第321条は意図的に他の者に傷害を負わせたり、そうなるであろうことを知りながら傷害を負わせる行為を「故意に引き起こした傷害」であると定義している。そのような場合は同第323条により、2年以下の禁固刑ないしは5,000シンガポールドル以下の罰金、あるいはその両方を科せられる³¹⁾。

刑法第320条は重大な傷害を示しており、具体的には(1)生殖機能のはく奪、(2)死、(3)いずれかの目の視力を失明させること、(4)いずれかの耳の聴力を失わせること、(5)四肢や関節を失わせること、(6)四肢や関節の機能の破壊あるいはそれらの機能を永久に損なわせること、(7)頭部や顔の外見や表面を永久に傷つけること、(8)骨折あるいは脱臼、(9)生命を危険に陥れたり、20日間にわたって、被害者に深刻な身体上の痛みを与えたり、被害者が通常の業務を行なうことができなくなるような傷害、(10)相手の同意なしに膣または肛門に挿入し、その者に対して身体に深刻な痛みをもたらすこと、となっている。同第322条の「故意に引き起こした重大な傷害」は「他の者に傷害を負わせようとする意図があり、あるいは重大な傷害を負わせることになるであろうことを知っており、かつその者が引き起こした傷害が重大な傷害にあたる場合」であると定義されている。これらの重大な傷害を故意に負わせた者は、同第325条によって10年以下の禁固刑、および罰金ないしは鞭打ちのどちらかを科せられる³²⁾。

30) Leong Wai Kum(b), *Elements of Family Law in Singapore*, LexisNexis, Singapore, Malaysia and Hong Kong, 2007, p.123.

31) ただし、刑法第323条は、同第334条で規定されているケースには適用されない。第334条とは、「大きなかつ突然の挑発を受けて故意の傷害を引き起こした者は、挑発した人物以外の者に対して傷害を負わせる意図なくして、あるいは傷害を負わせることになるとは知らずに傷害を負わせた場合、3月以下の禁固刑ないしは2,500ドル以下の罰金、あるいはその両方を科せられる」と規定している。

32) ただし、刑法第325条は、同第335条で規定されているケースには適用されない。第335条とは、「大きなかつ突然の挑発を受けて故意の重大な傷害を引き起こした者は、挑発した人物以外の者に対して重大な傷害を負わせる意図なくして、あ

このほか、刑法上は危険な武器や手段によって故意に傷害あるいは重大な傷害を負わせた場合や、財産を奪ったり、不法な行為をすることを強要するために故意に傷害や重大な傷害を負わせた場合、毒薬によって傷害を負わせた場合等の規定が設けられているが、ここではその詳細には触れない。

謀殺に関しては、刑法第302条によって死刑を科せられる。謀殺にはいたらない故殺(と傷害致死)に関しては、同第304条によって、「死を引き起こした行為が、相手に対して死をもたらす意思あるいは死をもたらし得るような身体的負傷を負わせる意思に基づいて行われた場合には、無期の禁固刑ないしは20年以下の禁固刑、および罰金ないしは鞭打ちのどちらかを科せられる」(同304条 [a])ことになっている。また、「死をもたらしうることは知っていたものの、死を引き起こす意思あるいは死をもたらしうるような身体的負傷を負わせる意思がないままにその行為が行われた場合には、10年以下の禁固刑、あるいは罰金ないしは鞭打ち、もしくはこれらの処罰をあわせたものが科せられる」(同304条 [b])ことになっている。

(3) 不当な監禁、不当な拘束、および嫌がらせ

刑法第340条は「不当な監禁」を「特定の範囲上の制限を超えて他の者が移動しようとする方法をもって、その者を不当に拘束すること」と定義している。また、同第339条は「不当な拘束」を「他の者が移動する権利がある場合に、その者をどの方向に向けても進ませないようにするために、故意に進行を妨害すること」と定義している。不当な監禁をした者は、同第342条によって1年以下の禁固刑、あるいは3,000シンガポールドル以下の罰金、もしくはその両方が科せられる。不当な拘束をした者は、同第341条によって、1年以下の禁固刑、あるいは1,500シンガポールドル以下の罰金、もしくはその両方が科せられる。

「継続的な嫌がらせ」に関しては、女性憲章内にも刑法内にも解釈が掲載されていないが、これは不法行為に関する法律から発展してきた概念

るいは傷害を負わせることになるとは知らずに重大な傷害を負わせた場合、6年以下の禁固刑ないしは10,000ドル以下の罰金、あるいはその両方が科せられる」と規定している。

である³³⁾。「雑犯罪(公秩序と妨害)法」(Miscellaneous Offences[Public Order and Nuisance]Act)の第13A条は、「他の者に対して嫌がらせをしたり、不安を感じさせたり、苦しみを与えたりする意図を持って、公的あるいは私的な場所で、脅威を与えるような、あるいは口汚い、もしくは侮辱的な発言や振る舞いをする行為」(同条 [a])等に対して、5,000シンガポールドルを超えない範囲で罰金を科すことができるとしている。しかし、このような嫌がらせから被害者を守るために救済手段は規定されていない。シンガポールの旧宗主国であるイギリスでは、不法行為の概念に基づいて、1997年に「ハラスマントからの保護に関する法」(Protection From Harassment Act 1997)を制定し、被害者に対する民事および刑事的な救済手段を整備している。シンガポールにおいても今後、このような立法がなされる必要がある³⁴⁾。

1980年の女性憲章の改正では、暴力は身体に対する物理的な暴力を指すとされていたが、1996年の改正においては身体的暴力、監禁や拘束、心理的暴力としての嫌がらせが暴力として位置づけられたことにより、さまざまな形態のファミリー・バイオレンスに苦しんでいる被害者が救済を求めやすくなった。たとえば、1985年には、夫からなじるように名前を呼ばれ続けたり、同様の趣旨のメモを何度も書くように求められてきた妻が保護命令を申し立てたものの、身体に対する暴力のおそれがないとして結果的に同命令が発令されなかったという事件³⁵⁾があった。1996年の改正によって、このようなモラルハラスマントの事件に対しても、保護命令を発令しうるようになった³⁶⁾。将来的にはモラルハラスマントを含む嫌がらせに関する明確な定義が同憲章内に盛り込まれるとより望ましいものとなる。

(4) 夫婦間レイプ

夫婦間での望まない性行為の問題については1996年の改正時に議論はされたものの、結果的に暴力の定義には盛り込まれなかった。その理由

33) Leong Wai Kum(b), *op.cit.*, p.124.

34) *Ibid.*

35) 判例集未登載の保護命令申立て事件。Magistrate Summons No.41 of 1985.

36) Leong Wai Kum(b), *op.cit.*, p.124.

は、改正法に関する特別委員会が暴力の定義のなかにそのような行為を盛り込むよりはむしろ、そのような問題がありながらも夫婦が関係を維持したいと考えている場合には、自主的にその夫婦にカウンセリングを受けさせるほうがより適切な解決方法になるとえたからであった³⁷⁾。

また同委員会は、関係が疎遠となっている夫婦間ないしは家族間で起きる強制的な性行為は刑法と「子どもと青年に関する法」(Children and Young Persons Act)にもとづいて対応されるべきであるとしながらも、そのような夫婦において被害者が刑事罰よりも保護命令を求めるならば、ファミリー・バイオレンスの定義の1つとして法案のなかで提示されている「家族の構成員に対して激しい苦痛をもたらすことを意図して、あるいはそうなるであろうことを知っているながら、その者に対して継続的な嫌がらせを行う」行為のなかにそれを含ませて対応することが可能であるのではないかとの見解を示した³⁸⁾。

現行の刑法第375条4項は、離婚や婚姻無効に関する暫定的な判決を得て、妻が夫から離れて暮らしている場合、法定別居の判決が確定し、妻が夫と離れて暮らしている場合、書面によって別居の同意がなされ、妻が夫と離れて暮らしている場合、妻が夫から離れて暮らしており、離婚や婚姻の無効あるいは法定別居に関する裁判が始まっている場合、裁判所によって妻と性行為を持つことを禁止する命令が発令されている場合、女性憲章第65条の保護命令や同第66条の緊急命令が発令されている場合、妻が夫から離れて暮らしており、同憲章上の保護命令や緊急命令を求める手続が始まっている場合をのぞき、夫による妻に対するレイプは処罰対象とならないことを規定している。シンガポールでは上記の例外規定をのぞき、夫婦間レイプは通常、犯罪とはならないが、望まない性行為を強いられている配偶者が1996年の女性憲章改正法案に関する特別委員会が示唆したように、継続的な嫌がらせという文脈で保護命令を求める場合、申立てが認められるかどうかはすべて裁判所の判断にかかっているということになろう³⁹⁾。実際にこのような申立てが確実に認められるようになるためには、繰り返しになるが嫌がらせの定義を同憲

37) *Report of the Select Committee on the Women's Charter (Amendment) Bill [Bill No.5/96]*, 1996, Singapore, pp. iii-iv.

38) *Ibid.*, p.iv.

39) Leong Wai Kum(a), *op.cit.*, p.416.

章のなかで明確にする必要がある。また、将来的には刑法上の夫婦間レイプに対する免責事項を改正することが大いに望まれるところであるが、その検討については別の機会に譲りたい⁴⁰⁾。

(5) 可逮捕罪と不可逮捕罪

ファミリー・バイオレンスの加害者は刑法上の犯罪を構成する行為を行った場合には、同法と刑事訴訟法典にもとづいて処罰される⁴¹⁾。また、次節で述べるように、女性憲章は保護命令等の命令違反に対する罰則規定も設けている。シンガポールでは警察の逮捕権という文脈において、刑事訴訟法上で犯罪は逮捕令状なくして警察が被疑者を逮捕することができる「可逮捕罪」(seizable offence)と事前に取得した逮捕令状がない場合には、直ちに被疑者を逮捕することはできない「不可逮捕罪」(non-seizable offence)とに分類されている。重大な犯罪である可逮捕罪には、故意に引き起こした重大な傷害、危険な武器や手段によって故意に引き起こした傷害、不当な監禁、不当な拘束等が含まれる。逆に故意に引き起こした傷害は不可逮捕罪とされている。

2004年12月に下級裁判所は保護命令の申立てをサンプルとしてファミリー・バイオレンスの状況を分析したデータを公表した⁴²⁾。このデータによると、ファミリー・バイオレンスのなかで最も共通した形態の暴力は身体的暴行であり、一番最近に受けた暴力、過去に受けた暴力はともに傷害を負わせることを知っているながらなされた傷害が最も多く、それぞれ42.5%と41.0%となっている⁴³⁾。そのうち約4分の1が複数回にわたる暴行を受けている。警察への届け出は70%のケースにおいてなされているが、実際には暴力は受けたものの、負傷にいたらなかったものが

40) シンガポールでは夫婦間レイプの免責事項に関する法改正に向けた提言がなされている。たとえば、Leong Wai Kum(b), *op.cit.*, pp.91-92を参照されたい。

41) 内閣府男女共同参画局、前掲書、76頁。

42) Subordinate Courts of Singapore(a), *Faces of Family Violence-A Profile Study on Family Violence*, Research Bulletin, No.38, Singapore, 2004, pp.1-6. サンプル数は2003年から2004年にかけて、保護命令の申立てのために家庭裁判所内の家族の変革と保護部門を訪れた1,918件のケースから構成されており、具体的には2003年のケースが1,504件、2004年2月から3月までのケースが414件となっている。

43) *Ibid.*, p.4.

51.7%を占めており、打撲傷や暴行による腫れについては20.4%が経験している⁴⁴⁾。また、84%の暴力が武器を使わない形態でなされている⁴⁵⁾。すなわち、シンガポールにおけるファミリー・バイオレンスのうち、刑法上の犯罪に相当するものは逮捕不可罪である、故意に引き起こした傷害が多いことがみてとれる。逮捕不可罪に関しては、警察は被疑者を警察署に連行する権限や証拠押収のために家宅捜査をする権限を与えられていないために、警察は通常、被害者に対し治安裁判官からの許可を得て、自分で告訴するように助言する形をとっている⁴⁶⁾。

(6) 正当防衛と子どもに対する懲戒

女性憲章第64条は正当防衛と21歳未満の子に対する懲戒はファミリー・バイオレンスの範囲に含まれないと明確に規定している。正当防衛に関しては、刑法第99条4項において、防衛目的以上の傷害については認められないとされている。何をもって正当防衛というのかについては、暴力から身を守るための返報とそれを引き起こした相手側の脅かしとの間の合理的な均衡性が問題とされるところであり、それにもとづくならば過度な返報は暴力としてみなされ、处罚対象となる⁴⁷⁾。

体罰を含む子に対する懲戒権は、シンガポールでも継承されてきたイギリスのコモン・ローによって親に対して認められてきた考え方である。しかしながら、それは子どもと青年に関する法による制限を受けるものであり⁴⁸⁾、子にしつけを守るように教え込む意図をもって懲戒権を行使する際に過度な暴力をふるった場合、あるいはそのような意図なくして暴力を行使した場合は、犯罪行為として刑法ないしは子どもと青年に関する法によって処罰される⁴⁹⁾。

44) *Ibid.*, p.5.

45) *Ibid.*, p.4.

46) 在シンガポール日本国大使館『シンガポールの司法制度の概要－特に刑事訴訟法を中心として』(2006)、11頁。

47) Leong Wai Kum(b), *op.cit.*, p.126.

48) *Ibid.*

49) Leong Wai Kum(c), *The Singapore Women's Charter: 50 Questions*, Institute of Southeast Asian Studies, Singapore, 2011, p.55.

2. ファミリー・バイオレンスにおける家族の構成員の範囲

女性憲章第7編が適用される家族の構成員の範囲については、ファミリー・バイオレンスの定義と同様に同第64条で次のように規定されている。

- ① 自身の配偶者あるいは元配偶者
- ② 養子縁組した子や繼子を含む自身の子
- ③ 自身の父や母
- ④ 自身の配偶者の父や母
- ⑤ 自身の兄弟姉妹
- ⑥ 裁判所の意見にもとづいて自身の家族の構成員として認められた他の親戚や制限行為無能力者

親戚には婚姻や養子縁組を通して親戚となった者も含まれることになっており、また制限行為無能力者とは「身体的あるいは精神的な障がいを有しているか、病気ないしは高齢であることから、完全もしくは部分的に判断能力を有していないか、判断力が弱い者」を意味することが同条のなかで別途定義されている。

このように女性憲章はファミリー・バイオレンスという文脈において、家族の構成員を幅広く設定しており、DVや児童虐待のみならず、老人虐待や配偶者の父や母や自身の兄弟姉妹からの虐待、同居している制限無能力者に対する虐待等にも対応できるものとなっている。同第7編は第3条2項によるムスリム⁵⁰⁾に対する適用除外の範囲に入っていないため、ムスリムにも適用される。

現実には、保護命令の申立てはほとんどの場合はDVの被害者からなされており⁵¹⁾、前述の下級裁判所のデータによると申立人の82%が女性である⁵²⁾。家族の構成員のうち、配偶者という場合は法律婚をしている配偶者を指しており、事実婚のカップルは当てはまらない。1995年のア

50) シンガポールの住民(シンガポール国籍者と永住権者)の14.7%(2010年当時)がムスリムである。Singapore Department of Statistics, Ministry of Trade & Industry, *Census of Population 2010-Statistical Release 1 Demographic Characteristics, Education, Language and Religion*, Singapore, 2011, p.13. その多くはマレー系住民であるが、タミル系住民も一部含まれている。

51) Leong Wai Kum(b), *op.cit.*, p.121.

52) Subordinate Courts of Singapore(a), *op.cit.*, pp.1-2.

ミリー・バイオレンス法案は「裁判所の意見にもとづき家族の構成員として認められた者」という文言になっていたため、事実婚の配偶者も家族の構成員として認められる余地があった⁵³⁾。しかしながら、裁判所が現行の定義にある「裁判所の意見にもとづいて自身の家族の構成員として認められた他の親戚」という文言のなかに、事実婚の配偶者を含むように読み込んでいく方向には現在のところなっていない⁵⁴⁾。

シンガポールの総人口約518.3万人(2011年当時)のうち、約139.4万人は永住権保持者をのぞく在住外国人である⁵⁵⁾。在住外国人の多くは移住労働者(とその家族)であるが、なかにはシンガポール男性と婚姻した女性も含まれている。在住外国人も同憲章にもとづくファミリー・バイオレンスの救済手段を利用できるため⁵⁶⁾、これらの女性たちもファミリー・バイオレンスの被害にあった場合、女性憲章第7編を用いて救済を求めることができる。

一方、同じく外国籍の女性であっても家事労働者としてシンガポールに滞在している者は雇用主宅等で暴力の被害にあったとしても、家族の構成員としては認められないため、救済を求めるることはできない⁵⁷⁾。1978年にシンガポールは自国の女性、主には高学歴女性の就労を促すために、指定された国から家事労働者を受け入れるための「外国人家事労働者計画」(Foreign Domestic Workers Scheme)を導入した⁵⁸⁾。その多くはフィリピンとインドネシア出身の女性である。これらの女性たちは、通常、雇用主の家に住み込む形で仕事に従事している。そのため人の目につきにくい環境のなかで、雇用主やその家族と長時間同じ空間で過ごすことになる。その結果、雇用法の適用がないこともあり、劣悪な労働条件を強要されたり、身体的あるいは精神的な虐待を受けることもある。また、虐待までにはいたらずとも、パスポートを取り上げられる、外出や人間関係を制限される等、雇用主によって厳しい管理と監視

53) Chan Wing Cheong, *op.cit.*, p.560.

54) Leong Wai Kum(b), *op.cit.*, p.121.

55) Singapore Department of Statistics, Ministry of Trade & Industry, *Yearbook of Statistics Singapore 2012*, Singapore, p.22.

56) Leong Wai Kum(c), *op.cit.*, p.57.

57) *Ibid.*, p.58.

58) 上野加代子「第12章 シンガポールにおける外国人労働者」、落合恵美子・宮坂靖子ほか編『アジアの家族とジェンダー』(勁草書房、2007)、264頁。

の下に置かれている女性も少なからずいる⁵⁹⁾。シンガポール女性にとって働きやすい環境を整備するために導入されたこれらの女性たちが、雇用先の家庭内で暴力の被害にあったときに、ファミリー・バイオレンスからの救済手段を受けることができないというは公平なジェンダー政策の観点からしても、矛盾しているといえよう。この点についても早急な改善が望まれる。

3. 利用できる救済手段

(1) 各種の命令の内容

現行の女性憲章の下では、ファミリー・バイオレンスの被害者が利用できる救済手段は、大きく分けると「保護命令」(第65条)と「緊急命令」(第66条)の2つの柱から構成されており、それらに加えて「住居からの退去命令」や「義務的カウンセリング命令」(mandatory counselling order) 等が規定されている。保護命令は、第一義的にはある家族の構成員が自分の家族の構成員に対して、ファミリー・バイオレンスとして定義されている暴力行為を行った、あるいはそのような行為を行うことが十分予想できることから、被害を受けた家族の構成員の保護が必要である「蓋然性が高い」(satisfaction on a balance of probabilities)と判断されるときに、裁判所が加害者に対し暴力を慎むよう命令するものである(第65条1項)。そのなかには、他の者が自分の家族の構成員に暴力をふるうことを教唆する、あるいはそうするのを手助けすることを禁止する内容を含めることもできる(同4項)。また、裁判所は保護命令とともに「住居からの退去命令」や「義務的カウンセリング命令」、およびこれらの3つの命令が効果を発するのに必要とされる指示⁶⁰⁾を示した付隨的な命令を発令できる(同5項)。保護命令の有効期間については、特に規定されていない。

59) 同上、273-274頁。

60) 指示の例としては、申立人の職場に行くことを禁止する、申立人から100メートル以内に近づくことを禁止するといったことが挙げられる。Teoh Ai Lin, *Family Violence: Perspectives of the Singapore Family Court*, Paper Presented at Australian Institute of Judicial Administration Family Violence Conference, 2006, p.7.

居住地からの退去命令とは、命令が出された家族の構成員を第64条で「当事者が同じ世帯の家族の構成員として住んでいる、あるいは住んでいた現場」と定義されている「共同居住地」(shared residence)、あるいはそのなかの特定の場所から退去させることによって、被害を受けた家族の構成員、すなわち命令によって保護される者にその居住地やそのなかの特定の場所を占有する権利を保障するものである(第65条5項)。その場合、その共同居住地が命令を受けた、すなわちファミリー・バイオレンスの加害者によって単独所有ないしは賃借されているかどうか、あるいは加害者と被害者によって共同で所有ないしは賃借されているかどうかは問われないことがあわせて明確に規定されている。

義務的カウンセリング命令とは、所轄の省庁である「コミュニティ開発・青年・スポーツ省」(Ministry of Community Development Youth and Sports)の大蔵が認めた機関、あるいは裁判所が指示した機関が提供するカウンセリングを受けることを命ずるものである。この場合、カウンセリングの対象者は保護命令を受けた者のみならず、保護を受ける者、および両者の子どもも含まれている(第65条5項)。この制度はシンガポールのファミリー・バイオレンスに関する法制度の一つの特徴を形成している。先述の下級裁判所によるデータによると、保護命令が申し立てられたケースの32%において子どもが加害者の暴力に直接巻き込まれるか、その行為を目撃しており、うち81%のケースで子ども自身が間にに入る、あるいは警察を呼ぶなどの介入を試みている⁶¹⁾。介入しようとした子どものうち68%が負傷している⁶²⁾。このことからも分かるように、暴力の目撃者である子どもに対する精神的なケアという観点からも、子どもをカウンセリングの対象に含めることは重要であるといえよう。

義務的カウンセリングプログラムは、コミュニティ開発・青年・スポーツ省によって運営されているが、実際には38カ所に設置されているファミリー・サービスセンター⁶³⁾やファミリー・バイオレンスの被害者の支

61) Subordinate Courts of Singapore(a), *op.cit.*, p.1 and 4.

62) *Ibid.*, p.4.

63) ファミリー・サービスセンターは、「ボランティア福祉団体」(Voluntary Welfare Organisation)として登録している民間の団体によって、コミュニティ開発・青年・スポーツ省と全国ソーシャルサービス評議会(National Council of Social Services)による支援を受けて運営されている。家族のなかで生じるさまざま様々な問題に対応するために、専門のソーシャルワーカーによる個別のケースに対する

援を目的とする民間団体によってなされている⁶⁴⁾。通常、義務的カウンセリングのセッションは複数回に分けて一定の時間をかけて行われ、そこでは怒りを抑える方法や育児や家族を維持するスキル、暴力から生じるトラウマからの回復、将来の被害から自分を守る方法等が取り扱われる⁶⁵⁾。また、家庭裁判所はカウンセリングの状況や効果に対するモニタリングも行っている。具体的には、カウンセリングを行った団体によって作成された報告書や勧告にもとづいて、カウンセリングの終了あるいは延長が決められ、延長を命ずる際には裁判所によるあらたな検討日もあわせて設けられる⁶⁶⁾。

保護命令は加害者による暴力の行為に關係して発令されるものである以上、刑事手続や刑法とのつながりを有しているものの、基本的に民事救済として位置づけられている。そのことは、命令の発令にあたって、「蓋然性が高い」という民事上の立証責任の原則が取り入れられていることからも明らかである⁶⁷⁾。したがって、同命令の申立人は家族の構成員によって暴力を受けた、あるいは受けることが十分に予想でき、保護が必要であることを裁判所に提示するにあたっては、その確実な証拠を示す必要性はなく、裁判所が「蓋然性が高い」と判断するだけの材料を提供できれば、命令が発令される⁶⁸⁾。1980年の改正の下での制度に比べると、同命令の申立てのハードルははるかに下がったといえるだろう。

第66条で規定されている緊急命令とは、保護命令の申立てにあたり、申立人が暴力の危険に差し迫られていると裁判所が判断する場合に発令されるものである。申し立てられた側による抗弁なくして、発令ができる。有効期限はその発令から28日間ないしは保護命令の申立てによる審問が開始されるまでのどちらか早い方までとされている(同2項)。ただし、裁判所が期限を延長することも可能であり(同3項)、また有効期限以降に裁判所がさらなる命令を発令することも可能である(第67条3項)。

るケースワークやカウンセリング・サービス、および相談業務等を行っている。

64) Teoh Ai Lin, *op.cit.*, p.19.

65) *Ibid.*

66) *Ibid.*

67) Leong Wai Kum(b), *op.cit.*, p.129.

68) *Ibid.*, pp.129-130.

(2) 申立て手続

民事救済である保護命令の申立ての手続は家庭裁判所で行われるが、その手続自体は刑事手続に準じるものと考えられていることから、「治安裁判官(Magistrate)に対する申立て」と分類されている⁶⁹⁾。しかしながら、ファミリー・バイオレンスのケースにおいては、治安裁判官と地区裁判官(district judge)の双方が責任を負う体制となっている⁷⁰⁾。具体的な申立て手続は次の通りである。

記入済みの所定の申立書が提出されると、最初に同裁判所の家族の変革と保護部門(Family Transformation and Protection Unit)に所属するカウンセラーが申し立てられたケースの評価を行うとともに、申立人にその後の裁判での手続や申立人の安全策等についての情報や助言を与える、病院(負傷している場合)やシェルター(シェルターへの入居が必要な場合)、各地域に設置されているファミリー・サービスセンター等の関連機関を紹介するほか、緊急命令の発令が必要かどうかについての勧告の作成等を行うことになっている⁷¹⁾。その後、申立人が治安裁判官ないしは地区裁判官の面前に出頭し、申し立てた内容に間違いがないことを宣誓し、それを経てから、裁判官は申し立てられた者に対する召喚状を発行する手続に入る⁷²⁾。通常、申立てから1週間から2週間のうちに審問のための期日が設定されている⁷³⁾。指定された期日に申し立てられた者が裁判所に出頭しない場合、出頭のために身柄を拘束する逮捕令状が発令されることになる⁷⁴⁾。申立人と被申立人が裁判所に召喚されると、裁判官は両当事者ないしはどちらかの当事者にカウンセリングを受けさせることが必要かどうかについて考えるとともに、裁判の進行についての指図を与える⁷⁵⁾。カウンセリングは裁判所内の個室で家族の変革と保護部

69) Teoh Ai Lin, *op.cit.*, p.5.

70) *Ibid.*, p.6.

71) Leong Wai Kum(c), *op.cit.*, p.59, and *ibid.*, p.16.

72) Leong Wai Kum(c), *ibid.*, and Teoh Ai Lin, *ibid.*, p.5.

なお、召喚状の発令にあたって、申立人は1シンガポールドルをその費用として支払うことが求められる。

73) Teoh Ai Lin, *ibid.*, p.3.

74) *Ibid.*, p.5, and Leong Wai Kum(c), *op.cit.*, p.60.

75) Teoh Ai Lin, *ibid.*, p.5., and Leong Wai Kum(c), *ibid.*

門のカウンセラーによって通常一回の予定で開かれるが、具体的には申し立てられた内容を被申立人が認め、保護命令の発令に同意するかどうかの確認がなされるとともに、被申立人が自らの暴力行為やその責任を認めることができる手助け等が行われる⁷⁶⁾。

被申立人が申し立てられた暴力の行為を否定し、保護命令の発令に同意しない場合、両当事者に対する審問が開かれる。その場で両者は自らの訴えが正しいことを証明する証拠を示さなければならない⁷⁷⁾。両当事者に対する審問を経た後に、裁判官は同命令を発令するかどうかを決定する。なお、保護命令の申立てがなされると、自らに対する申立てを申立人が取り下げるなどを狙って、被申立人がしばしば自らと自らの子や子どもに対する保護命令の申立てを行うことがあるが、そのような申立ては裁判所の制度上、認められていない⁷⁸⁾。

なお、21歳未満の子どもや制限行為無能力者が保護命令や緊急命令の申立てをする際は、それらの者の後見人、親戚、あるいはケア責任を有している者が代理で行うことができ、場合によっては、所轄の大臣によって指定された者も代理人となることができる(第65条10項)。申立て人が身体的な障がい等により物理的に家庭裁判所に行くことができない場合や、暴力から生じた恐怖心等によって直接家庭裁判所に出向いて申立てができない場合には、ファミリー・バイオレンスの被害者支援を行っているCentre for Promoting Alternatives to Violence(PAVe)⁷⁹⁾、Trans Family Services⁸⁰⁾およびLoving Heart Multi Service Centre⁸¹⁾

76) Teoh Ai Lin, *ibid.*, p.17., and Leong Wai Kum(c), *ibid.*, pp.60-61.

77) Teoh Ai Lin, *ibid.*, p.6, and Leong Wai Kum(c), *ibid.*, p.61.

78) Ellen Lee, "A Lawyer's Perspective on How Divorcees View the Women's Charter", in Theresa W. Devasahayam(ed.), *Singapore Women's Charter: Roles, Responsibilities and Rights in Marriage*, Institute of Southeast Asian Studies, Singapore, 2011, p.142.

79) 1999年に開設されたPAVeはソーシャルワーカーによるカウンセリングやファミリー・バイオレンスからの救済手段等に関する情報を提供しているほか、警察官やソーシャルサービスの業務に従事している専門家等へのトレーニングや加害男性に対するトレーニング等を提供している。強制的カウンセリングを受けた者に対するカウンセリングも行っている。同団体のウェブサイトには、活動の詳細が紹介されている。<http://www.pavecentre.org.sg/>(2012年10月5日アクセス)。

80) 1979年にベドック(Bedok)地区でファミリー・バイオレンスに関するアウトリーチ・プロジェクトを実施するために活動を開始したTrans Family Servicesは、

といった民間団体やムスリムを対象とするシャリーा・コート⁸²⁾と家庭裁判所をつなげたビデオリンクによって申立てを行うことができる⁸³⁾。

(3) 命令違反者に対する処罰規定

1980年に改正された女性憲章の下では、警察が保護命令違反者を令状なくして逮捕できる権限が同命令に付随されている場合に限って、逮捕が認められていた⁸⁴⁾。同命令の違反者が逮捕されるためには、具体的には暴力を止めるための保護命令が最初に認められたのちに、同命令違反が起きると同命令に付隨される逮捕の権限を求めて裁判所に次なる申立てを行い、それが認められたのちに再び暴力がふるわれると、ようやく

当初は「マレー文化団体中央評議会」(Central Council of Malay Cultural Organisations)、のちに「シンガポール・ソーシャルサービス評議会」(Singapore Council of Social Service、現在は全国ソーシャルサービス評議会に再編されている)によって共同運営されていたが、1989年に独立した民間団体となった。同団体が運営しているベドック地区とブキ・ティマ(Bukit Timah)地区にあるセンターはシンガポールのファミリー・サービスセンターの一つとして位置づけられている。さまざまな問題を抱える家族に対して、電話による相談、ソーシャルサービスに関する情報提供、専門的なソーシャルワーカーによるカウンセリング、低収入の家庭出身の子どものための就学前の英語学習プログラム、子どもたちのためのワークショップ、高齢者のための支援プログラム等を実施している。同団体のウェブサイトに活動の詳細が紹介されている。
<http://www.transfamilyservices.org.sg/index.html>(2012年10月5日アクセス)。

81) 2004年に開設されたLoving Heart Multi Service Centreは、ジュロン(Jurong)地区の住民のためのコミュニティ・サービスを行っている。たとえば、補習を必要とする子どもたちのための無償プログラムや子どもたちの朝食計画等、家族のためのさまざまなプログラムを幅広く実施している。同団体のウェブサイトには活動の詳細が紹介されている。
<http://www.eguide.com.sg/Companies/Loving-Heart-Multi-Service-Centre>(2012年10月5日アクセス)。

82) 1957年に制定された「ムスリム条例」(Muslims Ordinance)にもとづいて設置されたムスリムの婚姻や離婚の際の調停機関のこと。同条例は1966年に廃止され、ムスリム法施行法が代わりに制定された。

83) Leong Wai Kum(c), *op.cit.*, pp.59-60, and Sudha Nair, 'The Morning After: Understanding and Exploring the Psychosocial Impact of the Women's Charter on Families Experiencing Domestic Violence', in Theresa W. Devasahayam(ed.), *Singapore Women's Charter: Roles, Responsibilities and Rights in Marriage*, Institute of Southeast Asian Studies, Singapore, 2011, p.150 and p.172.

84) Chan Wing Cheong, *op.cit.*, p.568.

その権限が生かされ、逮捕令状が発令されるという長いプロセスを経る必要があった⁸⁵⁾。しかしながら、1996年の改正によって、逮捕の権限が保護命令に付隨されている必要性や被害者が別途、同権限の申立てを行う必要性がなくなった⁸⁶⁾。

第65条7項は保護命令ないしは緊急命令の違反が起きた場合には、居住地からの退去命令、義務的カウンセリング命令、および付隨的な命令の再発令を認めている。また、故意に保護命令、緊急命令、居住地からの退去命令、および付隨的な命令に違反した場合には、2,000シンガポールドルを超えない範囲での罰金ないしは6月を超えない範囲での禁固刑、あるいはその両方が科せられる(同8項)。また、再犯と累犯に関しては5,000シンガポールドルを超えない範囲での罰金ないしは12月を超えない範囲での禁固刑、あるいはその両方が科せられる(同8項)。これらの命令に対する違反行為は、刑事訴訟法上の可逮捕罪として取り扱われることになるため(同11項)、警察は逮捕状なくして命令違反の被疑者を逮捕することができる。また、義務的カウンセリング命令に違反した者は、法廷侮辱罪を犯したとして処罰される(同9項)。命令違反者に対する量刑を判断するにあたっては、条文上は裁判所の裁量を認めているが、實際には裁判所によって作成されてきた量刑ガイドラインにもとづき、身体に対する暴行によって命令違反をしたことが認められる場合は禁固刑が科せられ、違反の程度が軽い場合や身体に対する暴行がない場合には罰金刑が科せられる⁸⁷⁾。

先に示した下級裁判所によるデータによると、2003年と2004年2月から3月にかけての保護命令の申立て件数1,918ケースのうち、2%にあたる36人の申立人が後に家庭裁判所に保護命令違反を訴えている⁸⁸⁾。このデータだけからみると、シンガポールでは保護命令等の命令に違反する者の数は少ないとえよう。なお、保護命令違反の申し立てのうち、違反が起きたとされるのは3か月以内が28%、3か月から6か月以内が42%、6か月から12か月以内が14%となっており、また1年以上経つからが16%となっている⁸⁹⁾。

85) *Ibid.*, and Sudha Nair, *op.cit.*, p.167.

86) Chan Wing Cheng, *ibid.*, p.568.

87) Leong Wai Kum(c), *op.cit.*, p.62.

88) Subordinate Courts of Singapore(a), *op.cit.*, p.5.

(4) 被害者に対するその他の支援体制

本章の終わりとして、本項ではファミリー・バイオレンスの被害者が利用できる法制度以外の救済手段について、述べていくことにする。家庭裁判所はファミリー・バイオレンスの被害者に対し、独自の支援体制を構築してきた。同裁判所内の家族の変革と保護部門はファミリー・バイオレンスの被害者を保護するためのワン・ストップセンターとしての役割を担っており、同部門のスタッフやカウンセラーによってさまざまな支援が行われている⁹⁰⁾。そのなかには、保護命令の申立人が申立書に記入する際の手助け、申立人が自宅から所有物を持ち出す必要がある場合の警察との調整、申立人が病院から診断書を取り寄せるための手助け等が含まれている⁹¹⁾。また、同部門は被申立人に対し極度な恐怖心を抱いている申立人やファミリー・バイオレンスを目撃した子ども等の証人が裁判所に出頭する際、あるいは法廷で審問を受ける際に付き添いをするボランティア制度を導入している⁹²⁾。

家庭裁判所は警察、病院、コミュニティ開発・青年・スポーツ省、ファミリー・サービスセンターやその他のファミリー・バイオレンスの被害者の支援団体等と密接な関係を保ちながら、被害者の支援体制を強化しており、ファミリー・バイオレンスの被害者により効果的な支援を提供するための協力体制を構築するために2001年に結成された、関連公的機関や民間機関から結成された「ファミリー・バイオレンス対話グループ」(Family Violence Dialogue Group)の構成団体にもなっている⁹³⁾。その他、ギャンブルやアルコールの依存症にかかっているファミ

89) *Ibid.*

90) Teoh Ai Lin, *op.cit.*, pp.11-12.

91) *Ibid.*, pp.3-4 and p.12.

92) *Ibid.*, p.12 and p.22.

93) *Ibid.*, pp.13-14. 同グループは、ほかにはコミュニティ開発・青年・スポーツ省、警察、保健省、教育省、シンガポール刑務所サービス(Singapore Prison Service)、全国ソーシャルサービス評議会、その他関連する民間団体等によって構成されている。2004年には、同グループのプロジェクトとして、警察とPAVeのソーシャルワーカーが被害者の保護を確保するために行う「共同家庭訪問」(Joint House Visit)が実施された。このプロジェクトによって、保護命令違反により禁固刑を受けた者が釈放される前にその者の家族を訪問し、さらにはその者が釈放された後に再訪し、当事者の状況を確認する作業が行われた。*Ibid.*, p.21.

リー・バイオレンスの加害者に対する支援プロジェクト(Project SAVE)も実施している⁹⁴⁾。

多民族国家であるシンガポールでは英語、中国語、マレー語、タミル語が公用語とされている。それを受け、下級裁判所のなかには中国語部門、マレー語部門、インド系言語部門(他の外国語も担当)の3つの通訳部門が設置されている⁹⁵⁾。英語を解すことができない場合、これらの通訳部門に所属している法廷通訳を利用することができる。また、保護命令に関するパンフレットも上記の4言語のほか、他の外国語(たとえばベトナム語)によるものも発行されており、裁判所やその他関連する機関等に配置されている。現在のシンガポールには、国際結婚斡旋機関を通してシンガポール男性と婚姻する外国籍女性が一定数住んでいる⁹⁶⁾。中国やマレーシア出身の女性の場合は言語の問題は少ないが、ベトナムや他の国出身者の場合、ファミリー・バイオレンスの被害を受けても、救済手段に関する情報へのアクセスが難しいため、法にもとづく救済手段を利用できることを知らないまま、泣き寝入りせざるを得ないこともある。多言語によるパンフレットを目にすることができれば、そこから家庭裁判所、特にワン・ストップセンターである家族の変革と保護部門へのアクセスにもつながり得る。

2010年2月に下級裁判所のなかに、訴訟手続き中の者に基礎的な情報を提供するための「ヘルプ・センター」(HELP Centre)と呼ばれる情報センターが設置されたが、同センターのスタッフは法的助言を与えることができないため、法的助言を必要としている者は「シンガポール法律協会」(Singapore Law Society)や「シンガポール女性法律家協会」(Singapore Association of Women Lawyers)、複数の法律事務所等と連携しながら運営されている、同裁判所内のリーガル・クリニックを利用することになる⁹⁷⁾。無料の法的助言は、AWAREや女性法律家協会、

94) *Ibid.*, p.20.

95) Subordinate Courts of Singapore(b), *SubCourts News*, No.3, Singapore, 2011 September, p.6.

96) シンガポールにおける国際結婚斡旋業者の問題や国際結婚の斡旋に関する法的問題については、AWAREによる次の文献に詳細が書かれている。AWARE, *Beyond Happily Ever After: Making a Match Between Singapore Grooms and Foreign Brides*, An AWARE Position Paper, Singapore, 2006.

97) Subordinate Courts of Singapore(b), *op.cit.*, p.4.

シンガポール法律協会、カトリック弁護士組合(Catholic Lawyers Guild[Singapore])等が開設しているリーガル・クリニックでも受けることができる⁹⁸⁾。

被害者は、各ファミリー・サービスセンター、PAVeやTRANS Family Servicesのような専門の民間支援機関等に連絡し、相談やカウンセリングを受けることもできる。なお、シンガポールには現在、4つのシェルターが開設されている。通常は最高3か月までの滞在となるが、場合によっては最長1年までの延長を認めているところもある⁹⁹⁾。

V. おわりに－今後の課題

本稿では、約518.3万人の人口からなる小さな都市国家であるシンガポールにおけるファミリー・バイオレンスの法制度の改革の歴史や現行の法制度上の定義や刑事罰、保護される家族の構成員の範囲、および法的救済制度の内容とその他の支援体制について考察しながら、被害者の保護をより確実なものへするために改善された点と今後の改正に向けた課題として残された問題点を明らかにした。

1996年の女性憲章の改正によってもたらされた現行の法制度は、保護される家族の構成員の範囲を広範に定めたことによって、DVに特化するのではなく、DVを含む多岐にわたるファミリー・バイオレンスに幅広く対応する形態をとっている。この点に関しては、女性を中心とするアプローチではなく、家族を中心とするアプローチにもとづくものであるとの批判もある¹⁰⁰⁾。この場合の家族とは、シンガポールにおける伝統的な

98) Singapore Association of Women Lawyers, *You & Law(4th edition)*, Singapore, 2011, pp.350-354.

99) 2012年9月3日から4日に台湾で開催された『2012年アジア女性シェルターカンファレンス』(2012 Asian Conference of Women's Shelters)で報告をした、カトリック団体Good Shepherd Singaporeの代表シスター・シリニア・リュウ(Sister Cecilia Liew)によると、同団体が運営しているMarymount Centreに入居した被害者は通常、3か月まで滞在することができるが、事情に応じて最長1年ないしはケースが解決されるまで滞在を延長することができるということであった。同センターのウェブサイトに活動内容の簡単な概要が掲載されている。<http://www.marymountctr.org.sg/index.html>(2012年10月6日アクセス)。

100) Kumaralingam Amirthalingam, *Protection of Victims, particularly Women*

価値観にもとづく家族のあり方であり、そのことは保護される家族の構成員の範囲にも影響を与えていたといえるだろう。たとえば、事実婚をしている者が保護の対象として含まれていないことがその一つとしている。同憲章の制定から51年が経過するなかで、シンガポールでは家族の多様化が進み、伝統的な家族観に変化が生じている。すでにシンガポール家族法の研究分野における第一人者であるレオン・ワイ・カム(Leong Wai Kum)が女性憲章の次なる改正に向けての課題として提案しているように、事実婚のカップル、ゲイやレズビアンのような性的マイノリティのカップル等が法律婚をしている者と平等な取扱いを受けることができるように法改正がなされる必要がある¹⁰¹⁾。

ファミリー・バイオレンスという文脈においては、暴力が広く定義されたことによって、身体的暴力のみならず、監禁や拘束、心理的暴力としての嫌がらせへの対応が可能となった。この点は大いに評価すべきであるが、一方で夫婦間レイプが犯罪化されなかった問題は課題として残されている。この点については、すでにレオン・ワイ・カム等の研究者によって議論がなされているところであるが、本稿では問題の指摘にとどめ、別の機会に議論を譲ることにする。また、本稿では女性憲章第8編と第9編によって規定されている扶養についても、ファミリー・バイオレンスの観点から議論することができなかった。この点も次なる検討課題としたい。

and Children, Against Domestic Violence, Sexual Offences and Human Trafficking, Paper Presented to the 9th General Assembly, ASEAN Law Association, Thailand, 2006, p.7.

101) Leong Wai Kum(d), "The Next Fifty Years of the Women's Charter - Ripples of Change", Singapore Journal of Legal Studies, Faculty of Law, University of Singapore, Singapore, July 2011, pp.176-177.

Abstract

Singapore's Legal Reforms on Family Violence and its Future Issues

Aisa KIYOSUE*

This paper aims to explore Singapore's legal reforms on family violence in order to find out some improvements and issues for the future reforms. Up to the present time, Singapore has conducted the legal reforms to deal with family violence including domestic violence twice, which was done in 1980 and 1996 by amending the existing comprehensive family law called the Women's Charter.

Though the first reform in 1980 enabled the victims to utilise protection order, domestic exclusion order and expedited order, not only the definition of violence was restricted to physical violence against the body, but also it was necessary for victims to prove the definite occurrence of violence in order to gain the legal remedies. Therefore, it was hard for the victims to access to this system for protection from violence.

The second reform in 1996 was initially aiming to enact the independent law on family violence modelling Malaysian law legislated in 1994, however, the bill was dismissed in the parliamentary debates. In place of that, the reform was done with the amendment of the Women's Charter, and the Part VII specifying protection of family was introduced into it to deal with family violence. By this reform, the definition of violence and the range of persons protected

have been greatly widened.

Under the second reform which brought the current system, hurt, wrongful confinement and restraint as well as continual harassment are regarded as acts of violence. The persons protected include not only a spouse, a former spouse and children, but also parents, parents in law, brothers and sisters, and any other relatives or incapacitated persons who are regarded as a member of the family in the opinion of court. Concerning the legal remedies for the victims, the court may make protection order, expedited order and domestic exclusion order as well as mandatory counselling order. In comparison with the previous system, the court may make a protection order when satisfied on a balance of probabilities. Therefore, it is not necessarily for the victims to prove the definite occurrence of violence in order to obtain the remedies.

Despite of the great improvements in the second reform, there are still several problems which have to be tackled in the future. For example, it failed to include cohabiting couples within the range of persons protected, and to criminalise marital rape. At least, legal reforms to equally treat these couples as well as sexual minority couples should be launched in the near future, since the views of family have been diversified in contemporary Singapore society.

* Muroran Institute of Technology, Hokkaido, JAPAN, Associate Professor

研究成果報告書

日本・シンガポール・台湾のDV防止と被害母子支援
に関する比較法研究

2011年度～2012年度 厚生労働科学研究費補助金

(政策科学総合研究事業【政策科学推進研究事業】)

研究課題番号：H23－政策－若手－012

研究代表者 清末愛砂（国立大学法人室蘭工業大学大学院工学研究科准教授）

研究分担者 福嶋由里子（公益財団法人世界人権問題研究センター専任研究員）

2013年3月